

令和7年5月26日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
建設生産・管理システム部会(令和7年度 第1回)

資料1

直轄工事の品質確保の担い手の確保、 更なる競争の公正性等の確保に向けた取組

～直轄工事における賃金、労働時間、 労務費の実態把握の進め方について～

1. 建設業就業者の現状

■ 技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

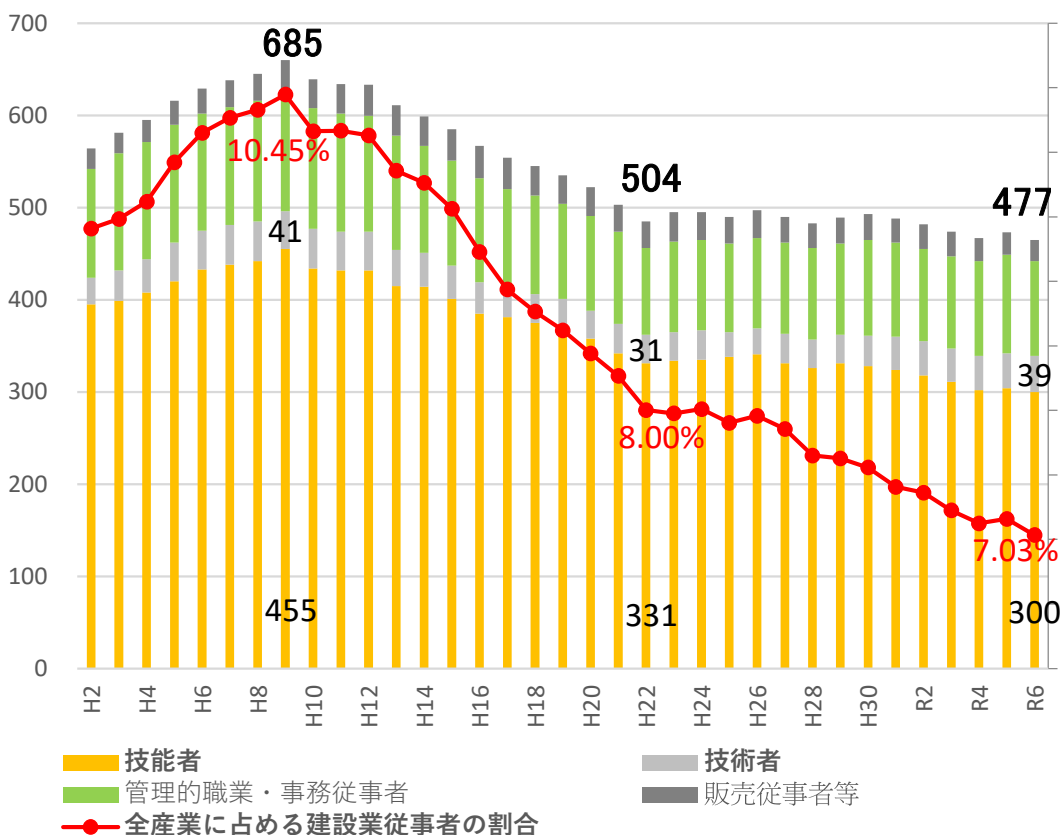
○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)

○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)

○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)

(万人)

建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

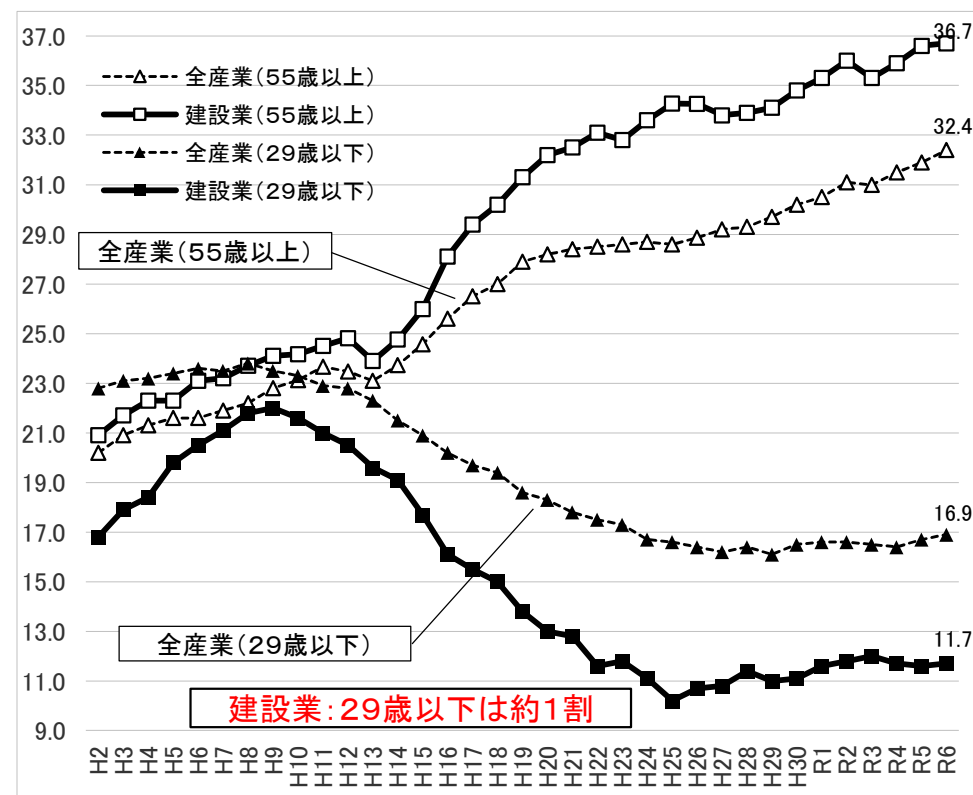
(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

■ 建設業就業者の高齢化の進行

○ 建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

(%)

建設業：55歳以上は約4割

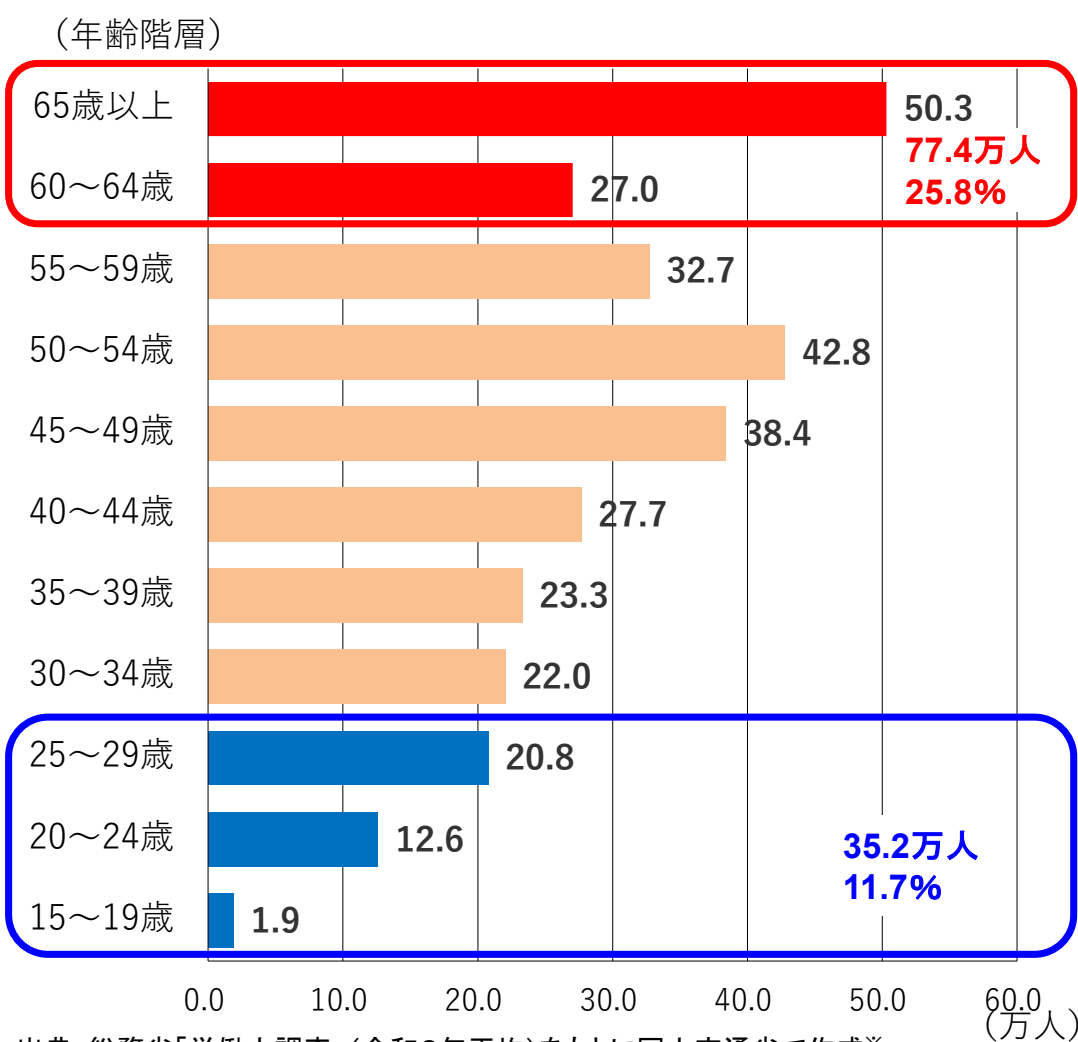


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

年齢階層別の建設技能者数

○10年後には、60歳以上の技能労働者（全体の約4分の1）の大半が引退することが見込まれる。
○15年後には、55歳以上の技能労働者（全体の約3分の1）の大半が引退することが見込まれる。
○日本の建設業の賃金は、アメリカ、カナダ、オーストラリアよりも安い賃金となっている。

建設業技能労働者の年齢構成



出典：総務省「労働力調査」(令和6年平均)をもとに国土交通省で作成※
(※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

建設業の月額賃金比較

	年	月額	通貨	円換算 (円/月)
アメリカ	2023	5,350	US\$	679,450～813,200
カナダ	2023	6,218	CA\$	584,492～690,198
オーストラリア	2021	6,617	AU\$	516,126～569,062
日本	2023	430,708	Yen	430,708
韓国	2023	4,164,000	Won	412,236～487,188
シンガポール	2021	4,200	SG\$	327,600～357,000

出典：[日本](2024.2)「毎月勤労統計調査」
[その他]ILO (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2024年、11月現在
注：アメリカ：16歳以上が対象。
韓国：6月調査。従業員5人以上の事業所。時間外手当及び諸手当を含む。
シンガポール：6月調査、中位数。フルタイム労働者。国籍保有者及び永住権保有者が対象。

建設業と他産業の比較

令和6年年収額 全産業(非正規除く) : 527万円／年
建設業(生産労働者) : 443万円／年

(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

1. **適正な労務費**が注文者から使用者へ、**適正な賃金**が使用者から技能労働者へ支払われることを、品確法の運用指針に基づき、**発注者が確認**する。
2. **将来的には入札・契約のルール**にすることにより、直轄工事の**品質確保の担い手の確保**、及び、価格、真の技術(新技術の開発・活用、生産性)の高さを競う等の更なる競争の公正性の確保を目指す。

■ 労務費・賃金の支払いの確認目的

労務費の支払いの確認

:

ダンピング対策



更なる競争の公正性の確保

賃金の支払いの確認

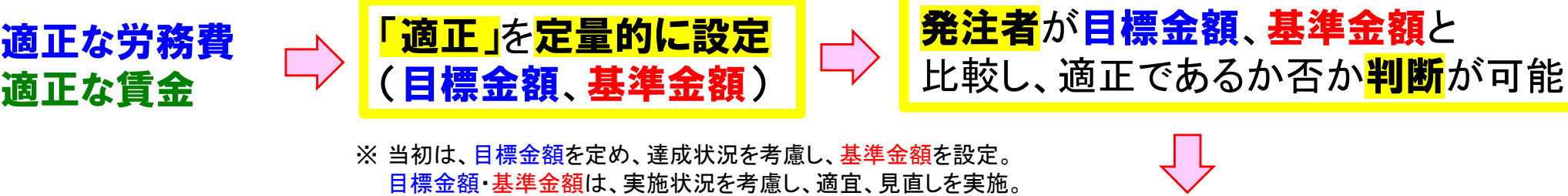
:

賃金の確保



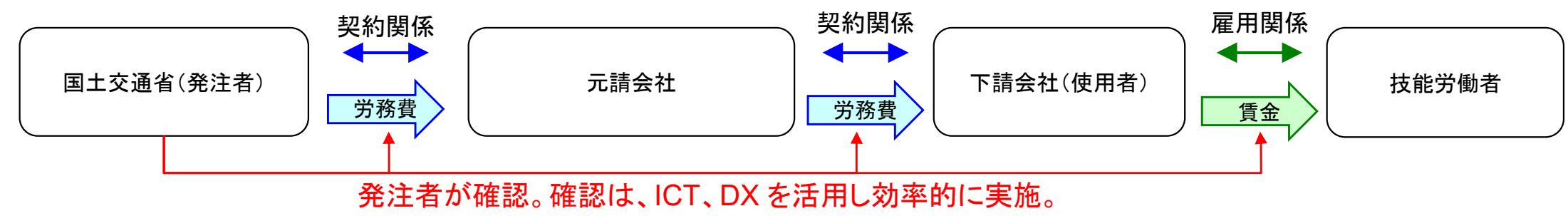
品質確保の担い手の確保

■ 発注者としての担い手の確保等の実現に向けた取組の方向

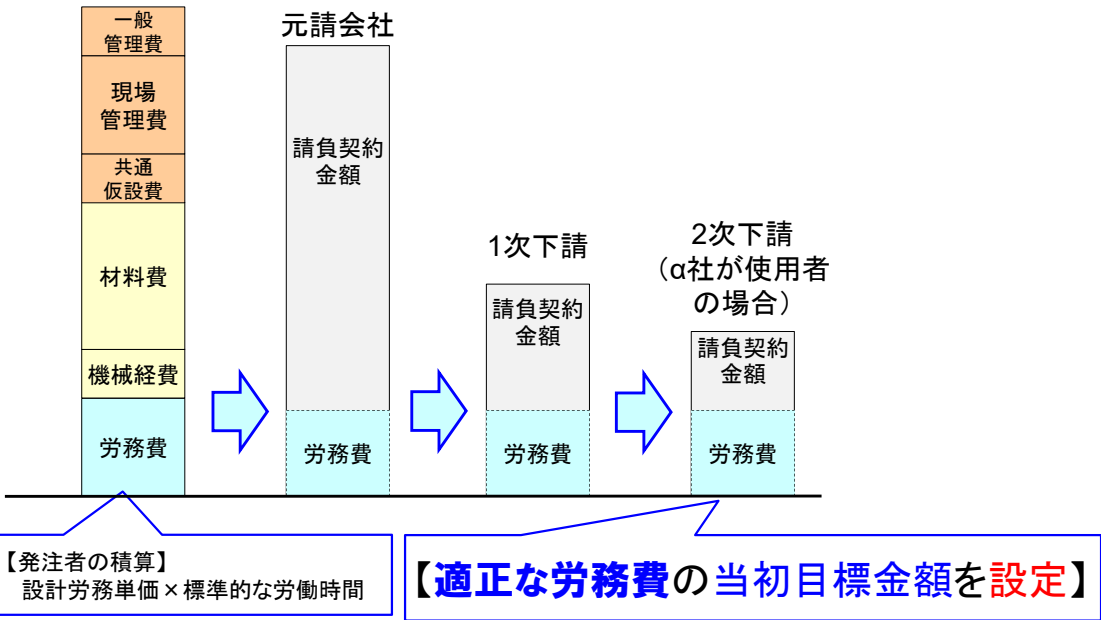


	入札・契約のルール等としての扱い
目標金額 として設定した場合	目標金額 に向かい 誘導 することを目的に活用
基準金額 として設定した場合	基準金額 を 遵守 させることを目的に活用

発注者としての労務費・賃金の確認方法

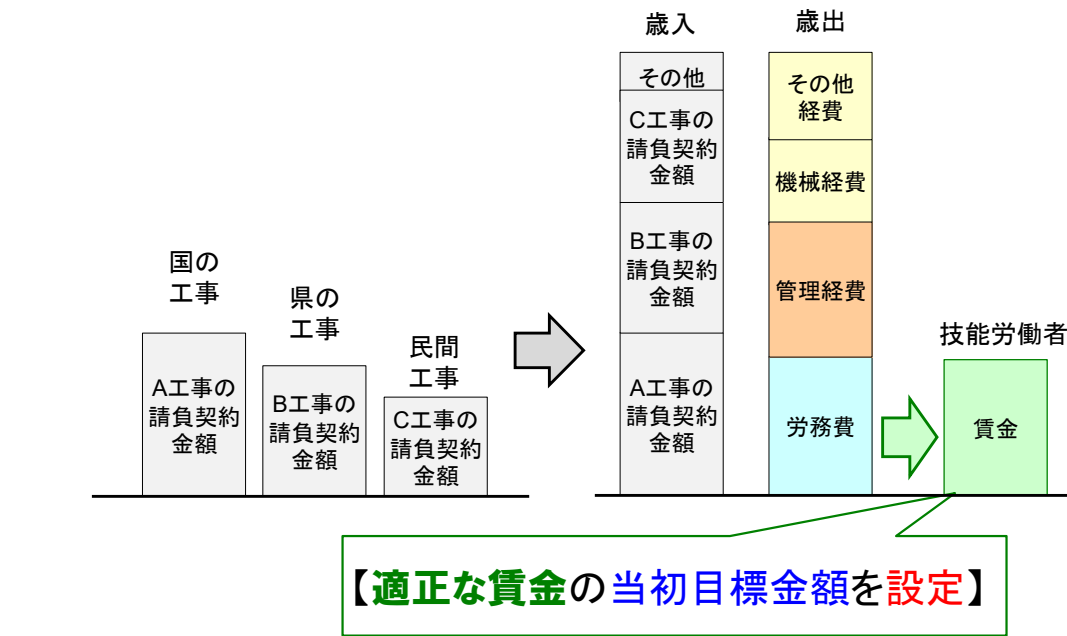


実際の入札・労務費・賃金等の流れ (A工事のイメージ)



- 元下契約・下下契約は、施工数量単位当たりの金額で(円/m,円/m2, 円/t等)契約されている場合が多い。
- 設計労務単価の上昇が契約価格に反映されにくく、また、元請会社が生産性の向上に関心を持ちにくい価格構造となっている可能性がある。

□2次下請(α社、使用者)の経理状況(イメージ)



- 使用者は、受注した複数の工事等の歳入を原資とした労務費から、技能労働者へ賃金を払っている場合が多い。
- 工事毎の賃金を把握することは困難な構造となっている可能性がある。

3. 取組の進め方・留意点

1. **適正な労務費・適正な賃金**について、まずは、「**目標とする金額**」を設定し、受発注者双方が、目標達成を目指し、取組を進める。
2. 将来、概ね目標が達成できる状況を確認し、「**基準とする金額**」へ変更する。
3. 賃金・労務費等の確認実施は、当初、受注者希望型(任意)から始める。まずは、効率的な実施方法を確立する。

適正な賃金・労務費の扱い

目標とする金額
【目標的活用】



基準とする金額
【基準的活用】

賃金・労務費等の確認実施

受注者希望型

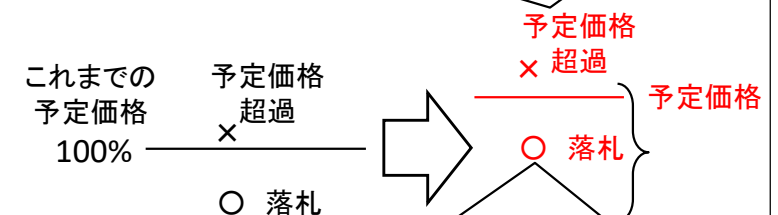


発注者指定型

■ 実施の留意点

- 受注者(元請会社、下請会社、対象者を含む)の協力が得られるよう、実施方法等を丁寧に説明する。
- 適正な賃金・労務費の扱いを「**基準とする金額**」に変更するまでの間に、下記を実施。
 - ・ 現場条件により即した多様性・汎用性のある積算方法(見積の活用、経費・歩掛の設定等)での積算の実施
 - ・ 現場管理費、共通仮設費、一般管理費の実態を考慮した率設定

小数量多工種の工事等にも対応でき現場条件により即した多様性・汎用性のある積算方法(見積の活用、経費・歩掛の設定等)にて積算した予定価格



適切な労務費・適切な賃金が支払われることが建設業の商習慣に組み込まれることにより、ダンピング価格での入札が抑制され、より競争の公正性が高まることが期待される

4. 適正な労務費、労働時間の確認について

- **適正な労務費**が元請会社等の注文者から使用者である下請会社へ支払われることを確認することにより、ダンピング対策を図るとともに、生産性の向上、担い手の確保の動機付け・誘因に繋がることが期待される。

■ 適正な労務費(目標金額)について(案)

1. 公共発注者は、**調査基準価格の設定**にて、**公共工事の品質確保の担い手の賃金を適切に確保する観点**から、**労務費に相当する費用を100%計上**している。すなわち、公共工事設計労務単価に標準歩掛、施工数量を乗じた労務費を調査基準価格に100%算入している。
2. **適正な労務費(目標金額)**は、公共工事設計労務単価から算出される1時間あたりの労務単価に実労働時間(時間)を乗じた以上の金額を提案。

公共工事設計労務単価から算出される1時間あたりの労務単価(円/時間) × 実労働時間(時間) ≤ 労務費

■ 低入札価格調査基準の計算式

【範囲】

予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲内で設定

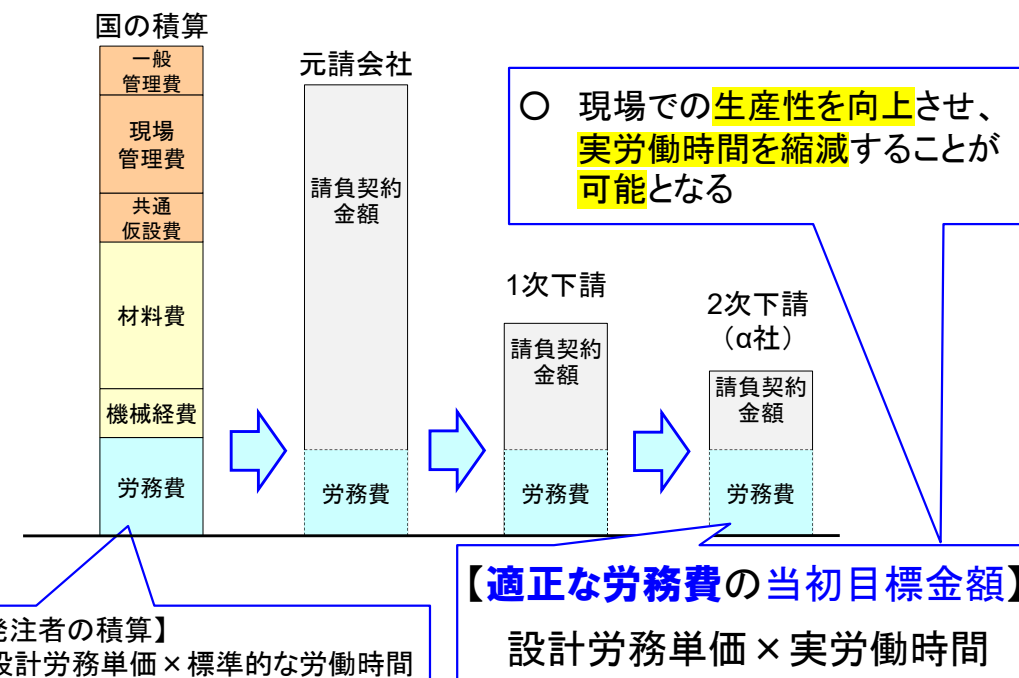
【計算式】

- | | |
|----------------|--|
| ・直接工事費 × 0.97 | <div style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 機械経費 0.95
 労務費※ 1.00
 材料費 0.95 </div> |
| ・共通仮設費 × 0.90 | |
| ・現場管理費 × 0.90 | |
| ・一般管理費等 × 0.68 | |

上記の合計額 × 消費税

※ = $\frac{\text{公共工事設計労務単価} \times \text{標準歩掛} \times \text{施工数量}}{\text{公共工事設計労務単価} \times \text{標準的な労働時間}}$

■ 労務費の確認のイメージ (A工事のイメージ)



4. 適正な労務費、労働時間の確認について

■ 労務費、労働時間の確認方法について

1. 元請会社等の注文者から使用者である下請会社へ支払われている労務費を確認するため、発注者は予め提出されている契約書の内訳書の労務費を確認する。

2. 従来から実施していた適正な契約締結の観点から、新たに、労務費の内訳を明記した契約書の作成を促す。

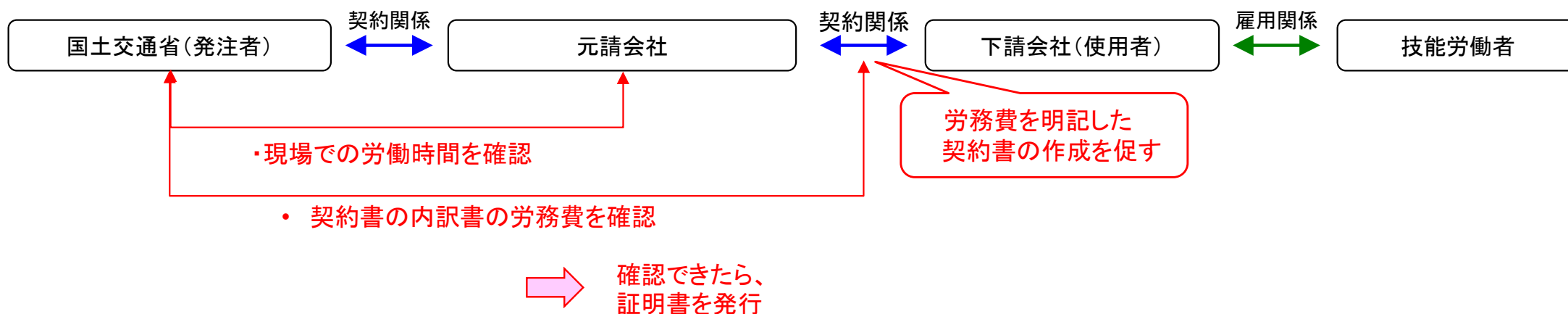
$$\text{労務費} = \text{労務単価(円/時間)} \times \text{労働時間(時間)}$$

3. 適正な労務費が支払われているか確認する観点から、現場での労働時間を把握する。

4. 将来的には、適正な労務単価(当初、公共工事設計労務単価から算出される1時間あたりの労務単価を目標単価と設定)に実労働時間(時間)を乗じた以上の労務費が、注文者から使用者へ支払われていることが確認できた場合、適正な労務費が支払われていると見なし、確認した証明書を発行する方法等を検討する。

$$\text{適正な労務単価(円/時間)} \times \text{労働時間(時間)} \leq \text{労務費}$$

5. 労務費・労働時間の確認、証明書の発行等は、ICT,DXを活用し、工事書類の削減の取組と併せて、効率的に実施できる方法・体制を構築する。労務費等の確認は、コスト・プラス・フィーにおけるオープンブック方式によるコストの確認との類似点にも留意する。



4. 労務費・労働時間の確認のイメージについて

■ 労務費の確認:元請会社に提出を求める内容(東京地区の場合)

①現場での労働時間 ②下請会社との契約金額

②下請会社との契約金額

【新たに提出を求めるデータ】

①現場での労働時間

	1月	2月	
国土太郎	24時間	64時間	88時間
◇◇次郎	32時間	64時間	96時間
〇〇三郎	16時間	80時間	96時間
◆◆四郎	16時間	56時間	72時間
●●五郎	16時間	32時間	48時間
合計	104時間	296時間	400時間

【①発注者が確認する内容】
実労働時間と見積数量

【公共工事設計労務単価(東京地区)】
普通作業員 3,350円/時間

下請会社

元請会社

別記の工事下請負契約々款に基づいて、下記のとおり注文致しますから、お引き受けの際は、直ちに、別紙の注文請書を提出して下さい。

工 事 名	令和7年度 〇〇地区維持工事		
請 負 金 額	工 事 価 格	¥1,722,500	
	消 費 税	¥172,250	
	請 負 金 額	¥1,894,750	
工 事 場 所	〇〇国道出張所管内の〇〇内の国道〇〇		
工 事 内 容	別紙内訳書の通り		
工 期	自	令和 6年 9月 1日	
	至	令和 7年 3月 31日	

契約金額の内訳

工 種	種 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
〇〇施設補修工							
	〇〇施設補修	普通作業員	人・時間	400	3,370	1,348,000	
		トラック 2t積	日	25	1,500	37,500	
	経費		式	1		134,800	
	法定福利費		式	1		202,200	
合計						1,722,500	

【②発注者が確認する内容】
見積と公共工事設計労務単価

5. 適正な賃金の確認について

- **適正な賃金**が使用者から技能労働者に支払われることにより、品質の確保の担い手（技能労働者）の確保等の誘因に繋がることが期待される。

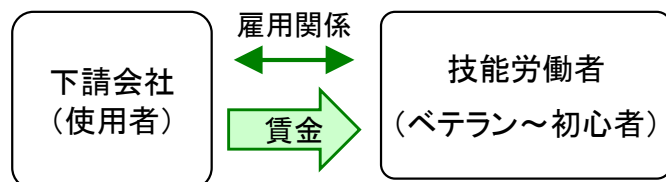
■ 適正な賃金（目標）について（案）

1. 公共発注者は、**調査基準価格の設定**にて、**公共工事の品質確保の担い手の賃金を適切に確保する観点**から、**労務費に相当する費用を100%計上**している。すなわち、公共工事設計労務単価に標準歩掛、施工数量を乗じた労務費を100%算入している。
2. **適正な賃金（目標）**は、当初、使用者が技能労働者へ支払う平均賃金が、公共工事設計労務単価相当の賃金であることを目標とすることを提案。
3. 今後、賃金の支払い状況の確認結果に基づき、技能労働者の雇用の条件等を考慮し、定期的に**目標金額**を見直す。また、能力・技能・資格等を考慮した賃金設定の検討と併せ、**基準金額の設定も検討**する。

■ 適正な賃金水準の考え方

【当初の目標とする適正な賃金水準】

- 平均賃金の単価が設計労務単価相当額



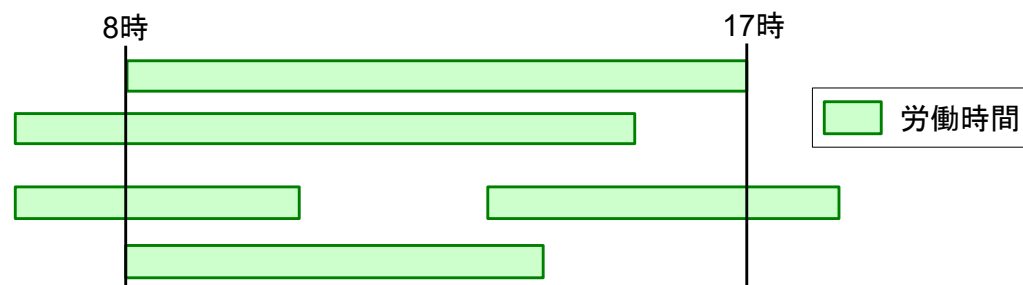
※ 今後、能力・技能・資格等を考慮した賃金設定について検討

- 多様な働き方が存在
価値観の多様化
夏間の熱中症対策

- 数量の小さい工種への対応 等



労働時間の「単位」
を1日から1時間

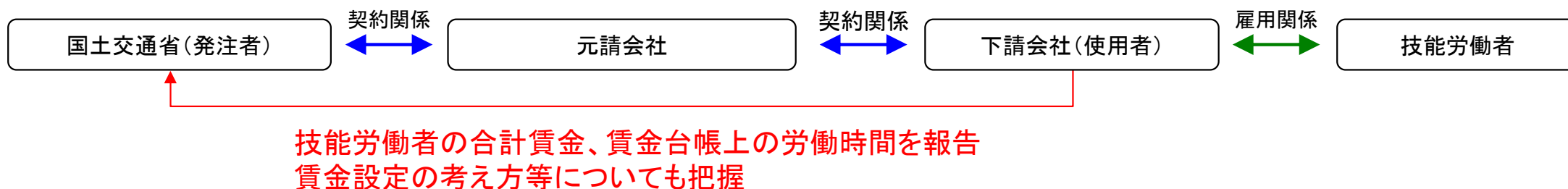


夏期の熱中症対策として想定される多様な働き方（働き方の工夫）例

5. 適正な賃金の確認について

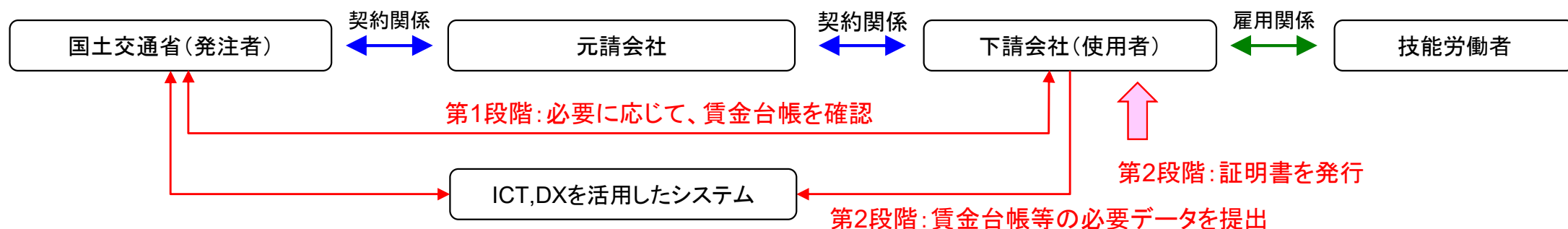
■ 賃金の確認方法

1. **賃金**が、使用者から技能労働者へいくら支払われているか確認するため、当初、**技能労働者が受け取る平均賃金を確認**する方法から開始する



■ 賃金の確認方法等について

2. 使用者から技能労働者が受け取る賃金が、目標金額・基準金額と比較し適正であるか、否かを確認し、当該使用者を評価するとともに、評価結果を示す証明書等の発行も検討する。
3. 発注者が必要に応じて、賃金台帳を直接確認する体制等や、効率的に賃金を確認・評価し、評価結果を示す証明書を発行するシステム(仕組み)も検討する。



第1段階: 発注者が賃金台帳を確認する体制の構築を目指す。確認はICT,DXを活用し、効率的に実施。

第2段階: ICT,DXを活用し、効率的に賃金台帳を確認し、確認済みの証明書を発行するシステム(仕組み)を確立。

5. 賃金の確認のイメージについて

■ 賃金の確認: 使用者である下請会社に提出を求める内容(東京地区の場合)

- ①支払い賃金の合計額 ②賃金台帳上の労働時間の合計
(対象者が複数の現場で施工している場合のイメージ)

賃金台帳例

氏名 国土太郎	性別 男	
賃金計算期間	1/1~1/31	2/1~2/28
労働日数	20 日	18 日
労働時間数	時間	時間
時間外労働時間数	0.0 時間	0.0 時間
休日労働時間数	0.0 時間	0.0 時間
深夜労働時間数	0.0 時間	0.0 時間
基本給	554,000 円	498,200 円
時間外手当	0 円	0 円
通勤手当	4,000 円	4,000 円
総支給額	558,000 円	502,200 円
雇用保険料	*** 円	*** 円
社会保険料	**,*** 円	**,*** 円
所得税	**,*** 円	**,*** 円
住民税	*,*** 円	*,*** 円
控除額系	**,*** 円	**,*** 円
差引支給額	***,*** 円	***,*** 円



	1月(1/1~1/31)					2月(2/1~2/28)				
現場	①	②	③	合計	賃金	①	②	③	合計	賃金
国土太郎	3日	14日	3日	20日	558,000	8日	4日	6日	18日	502,200
◇◇次郎	4日	14日	3日	21日	575,400	8日	4日	4日	16日	438,400
〇〇三郎	2日	14日	3日	19日	511,100	10日	4日	5日	19日	511,100
◆◆四郎	2日	14日	3日	19日	501,600	7日	4日	5日	16日	422,400
●●五郎	2日	14日	4日	20日	518,000	4日	9日	5日	18日	466,200
				99日	2,664,100				87日	2,340,300

支払い賃金の合計額	5,004,400 円	=2,664,100+2,340,300
賃金台帳上の労働時間の合計	186日	=99+87
現場①: 直轄工事(試行工事の対象現場)	新たに提出を求めるデータ	
現場②: 自治体工事等(試行工事以外)		
現場③: 民間工事(施行時以外)		



【公共工事設計労務単価(東京地区)】
普通作業員 3,350円/時間

【① 発注者が確認する内容※】
5,004,400円 ÷ 1488時間 = 3,363円/時間
(186日 × 8時間)

※ 公共工事設計労務単価には、臨時の給与の日額換算分や事物給与が含まれるため、これらの確認が必要となる。

【②発注者が確認する内容】
平均賃金と公共工事設計労務単価

6. ご議論いただきたい論点

- **適正な労務費**が注文者から使用者へ、**適正な賃金**が使用者から技能労働者へ支払われることを、**発注者**が**確認**すること、将来的には、**入札・契約のルール**にすることにより、直轄工事の**品質確保の担い手の確保**、及び、価格、真の技術（新技術の開発・活用、生産性）の高さを競う等の更なる**競争の公正性の確保**を目指すに当たり、下記の論点についてご議論いただきたい。

■ 論点 労務費について

- (1) **適正な労務費(目標)**について、公共工事設計労務単価から算出される1時間あたりの労務単価(円/時間)に実労働時間(時間)を乗じた金額以上と設定することの是非について。
- (2) 労務費の確認には、従来から実施していた適正な契約締結の観点から、労務費を明記した契約書の作成を促す取組、労働時間の確認が必要となる。
今後、これらの取組を実施する際の課題・留意点は何か。

■ 論点 賃金について

- (3) **適正な賃金(目標)**について、技能労働者へ支払われる賃金の平均が、公共工事設計労務単価相当と設定することの是非について。
- (4) 賃金を確認するにあたり、当初は、平均賃金を確認することから始める方針を示しているが、今後、賃金の確認を実施する際の課題・留意点は何か。